

# 地域包括支援センターだより

週 地域包括支援センター(14番窓□) Ⅲ 64-1120

# 知っておくと安心です『成年後見制度』

# 成年後見制度とは?



認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方は、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービス等の手続きを自身で行うことが困難であったり、自身に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまい、訪問販売や振り込め詐欺などの犯罪被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な状態になった方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

# 法定後見制度と「任意後見制度

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

### 法定後見制度

判断能力が不十分になった方の援助を 家庭裁判所に申立て、家庭裁判所によっ て選ばれた成年後見人等(成年後見人、 保佐人、補助人)が、本人の利益を考え ながら、本人に代わって契約を結んだり、 本人の同意を得ずに行った不利益な契約 等を後から取消したりすることによって 本人を保護・支援します。

		本人の状態	援助者
後	見	ほとんど判断できない方を 対象としています。	成年後見人
保	佐	判断能力が著しく不十分な 方を対象としています。	保佐人
補	助	判断能力が不十分な方を対 象としています。	補助人

成年後見人等は、本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して裁判所が選任します。 本人の家族のほか、法律・福祉の専門家、法人など第三者が選ばれる場合があります。

### 任意後見制度

本人の判断能力が十分にあるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、後見人になってもらいたい人と後見に関する契約を結んでおく制度です。自分の生活や財産管理に関する法的な手続きについて、代理権を与える契約を結んでおくことで、自身が希望する人に判断能力が低下した後の後見業務を担ってもらうことができる仕組みです。



相談窓口

地域包括支援センター 264-1120

# 後期高齢者医療制度に ご加入の皆様へ

- お問合せ先

〒640-8137 和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県後期高齢者医療広域連合

**2073-428-6688** 

# 健康診査は受けられましたか?

## 健康診査は令和2年2月末日まで受けることができます。

受診券をお持ちの方で、まだ健康診査を受けていない方は、この機会に是非ご自身の健康 状態をチェックしましょう。

#### 健康診査

#### ■対象者

75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害があり、広域連合の認定を受けられた方

#### ■検査項目

問診、計測、診察、脂質、肝機 能、尿、腎機能、代謝系

#### ■実施場所

受診券と同封している実施医療機 関一覧に記載されている医療機関

#### ■費用

無料

### 歯科健康診査

※対象の方には5月末に受診券等を発送しています。

### ■対象者

平成31年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方

#### ■検査項目

問診、口腔内検査、口腔機能検査

#### ■実施場所

受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

#### ■費用

無料

※受診券等の紛失やご不明な点があれば、上記の問い合わせ先までお願いします。 ※健康診査は、町の集団健診でも受診いただけますので

健康福祉課健康推進係(8番窓口) **2764-1120**まで是非お申し込みください。

11月下旬から12月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用した場合、1ヶ月の自己 負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に

### ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討 ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。 かかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。

#### 【お問合せ先】

後発医薬品利用差額通知コールセンター

フリーダイヤル 0120-53-0006 (通話無料)

または、上記の問い合わせ先までお願いします。

**17** 令和元年12月 **16**